

平成28年12月26日

ガス事業法第37条の7第1項において準用する  
同法第17条第1項の規定による  
供給約款の認可について

中部経済産業局から、日本海ガス株式会社（法人番号 2230001002284）によるガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項の規定による供給約款変更の認可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙の通り中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

別紙  
官 印 省 略  
20161220北陸第5号  
平成28年12月26日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1  
項の規定による供給約款の変更の認可について（回答）

平成28年12月19日付け20161215北陸第2号により貴職から当  
委員会に意見を求められたガス事業法第37条の7第1項において準用する同  
法第17条第1項の規定による供給約款の変更の認可の申請については、認可  
することに異存はありません。